

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県地方産業教育審議会 (高校教育指導課)	
設置年月日	昭和 6 1 年 1 月 1 2 日	
設置根拠等	産業教育振興法第 1 1 条 埼玉県地方産業教育審議会条例 埼玉県地方産業教育審議会規則	
委員定数・任期	1 5 人以内・2 年	
職務内容	県内で行われる産業教育に関し、次に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。 (1) 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。 (2) 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。 (3) 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。 (4) 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。 (5) 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。	
公開・非公開 の別	公開	ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
令和 7 年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	※開催なし	